

日本乳癌学会 会員各位

日本医学会から「医学研究のCOI マネージメントに関するガイドライン」（平成26年2月）の指針に沿って日本乳癌学会の利益相反規約である「乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針」および「乳癌臨床研究の利益相反状態開示に関する指針細則」が改定され、平成27年3月13日理事会にて承認されました。本規則は平成27年8月1日より施行され、適応されますので変更内容について十分にお知りおきください。

細則の主な改定点は以下の3点となります。

- 1) 利益相反の申告の対象期間は過去3年となります。
- 2) 新たに専門医制度委員会、資格認定・施設認定委員会、教育研修委員会の委員も対象となります。
- 3) 乳癌診療ガイドラインの科学的、社会的中立性を保つため（第7条）が新設されました。診療ガイドライン委員会の所属委員は各個人の利益相反状態を書籍およびホームページに公開します。また、診療ガイドラインの作成にあたり投票によって議案を決議する場合は、その議案に関して利益相反状態にある所属委員は投票に参加できません。

日本乳癌学会 理事長 中村清吾  
利益相反委員会 委員長 伊藤良則